

1. 議事日程（令和2年第1回北広島町議会定例会）

令和2年3月25日  
午前10時開議  
於 議 場

- 日程第1 議案第40号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第1号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 日程第3 議案第2号 北広島町保育士等育成奨学金貸付条例
- 日程第4 議案第3号 北広島町森林環境譲与税基金条例
- 日程第5 議案第4号 北広島町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第14号 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第18号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第19号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第20号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第21号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第23号 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第26号 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 審 査 報 告 予算審査特別委員会審査報告
- 日程第29 議案第27号 令和2年度北広島町一般会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第33 議案第31号 令和2年度北広島町介護保険特別会計予算  
 日程第34 議案第32号 令和2年度北広島町電気事業特別会計予算  
 日程第35 議案第33号 令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算  
 日程第36 議案第34号 令和2年度北広島町診療所特別会計予算  
 日程第37 議案第35号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算  
 日程第38 議案第36号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第39 議案第37号 令和2年度北広島町水道事業会計予算  
 日程第40 議案第38号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 日程第41 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて  
 日程第42 議案第40号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第6号）  
 日程第43 審査報告 請願・陳情等の常任委員会審査報告  
 日程第44 陳情審査 請願第1号 乳井谷作業道を林道として整備並びに土砂流出防止堰堤の築造について  
 日程第45 陳情審査 陳情第3号 種苗法改正に関する意見書の提出を求める陳情書  
 日程第46 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例  
 日程第47 発議第3号 種苗法を改正する法律に対する意見書の提出について  
 日程第48 発議第4号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適応しないこと」を求める意見書の提出について  
 日程第49 発議第5号 公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議  
 日程第50 閉会中の継続審査の申し出について（2件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文
12番 服部泰征	13番 伊藤淳	14番 中田節雄
15番 大林正行	16番 宮本裕之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	芸北支所長 清見宣正
大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸	危機管理課長 野上正宏
総務課長 畑田正法	財政課長 植田優香	企画課長 砂田寿紀
税務課長 矢部芳彦	福祉課長 細川敏樹	保健課長 福田さちえ

農林課長 落合幸治 商工観光課長 沼田真路 建設課長 川手秀則  
町民課長 迫井一深 上下水道課長 中川克也 消防長 石井雅宏  
学校教育課長 石坪隆雄 生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 畑田朱美  
国土調査事務所長 中川俊彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、各議案について、審議、採決を行います。質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり挙手がはっきり分かるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。商工観光課長。
- 商工観光課長（沼田真路） 3月17日の美濃議員のどんぐり村のトイレ改修に関する質問につきまして、経過を確認いたしましたので、回答させていただきます。広島県のおもてなしトイレ整備事業補助金につきましては、新たに令和元年度から取り込まれる予定の事業といたしまして、平成30年10月に要望調査が行われ、どんぐり村のトイレにつきまして要望させていただきました。しかしながら、平成31年度予算に計上することができなかつたため、広島県に対しまして要望の取り下げを伝えておりました。令和元年度に入りまして、7月25日付で広島県のほうから追加要望の通知が届いておりました。8月2日の応募締め切りといたしまして、年度内に工事を完了させることが条件となっておりました。当該トイレにつきましては、年度内での工事完了は困難であると判断し、要望をいたしませんでした。その後、9月27日付で令和2年度の要望書を提出いたしましたが、採択とならなかつたという経過でございます。次年度以降、採択していただけるよう準備を進め、要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃です。今ありましたように、一般質問の答弁では、県から補助を受けないかとの話はなかつたとの答弁でしたが、今、事実は違って、実際にはあつたということがはっきりしました。補助を受けないかということが7月25日ということで、年度内の工事ということを今言われましたけれども、県のおもてなしトイレ整備事業補助金交付要綱というのがあります。交付の条件の第5条（3）で、補助事業が会計年度末日までに完了する見込みがなくなつたとき、または、その遂行が困難となつたときは速やかに知事に報告し、その指示を受けることというふうに明記されています。今、年度内完了ができないという話がありま

したが、何を根拠にそういうふうに言われたのか。県が言ったのか、また、この交付要綱がご存じでなかったのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 予算の執行につきましては、単年度において執行することが原則でございます。当初から年度内に事業完了が見込まれないというものにつきまして、申請をすることはできませんので、そういった対応とさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） しかし、この要綱では相談してほしいというふうになっているわけです。もっと調べれば、急いで、もう9月27日には設計書もできたわけですから、急いでやって、県の答え、7月25日にあったときに、やるということで手を挙げていけば、もう既に来年度には工事が終わると。繰り越しで。そういうふうを考えますよ、この要綱を見ますと。この事業は、令和5年までの5年間の事業で、あと3年あります。しかし令和2年の話がありましたが、不採択となったと。この理由は、お客さんがそんなに多くないという判断で、令和2年度不採択になったというふうに聞いてます。そうしますと、3年後もなかなか厳しいんじゃないかと、千載一遇のチャンスを失ったんじゃないかと。手を挙げていけばできたんじゃないかというふうに考えざるを得ないんですが、町長の考えを伺います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 県の補助事業が年度内に完了しないということにつきましては、真にやむを得ない事情、そういった事情が発生した場合において相談するというところでございます。当初から年度内完了が見込まれない、そういった場合は、最初の当初計画において出さないということでございます。採択にならないということでございます。それから9月の段階では、まだ実施設計ではなくて、レイアウト等の概要ができたということでございます。従いまして、そういった申請をすることはできなかったということでございます。今後は要望調書等ございましたら、また、そういった要望を上げていく予定としておりますので、要望活動等について力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 単年度で終わらないからと。しかし、県がこういう要綱を持って、7月25日に話が県からあったときには、県の担当者も厳しいだろうなと思って言ったと思うんですね。これは絶対受けるべきだったということをおきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第40号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本裕之） 日程第1、議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和元年度補正予算の概要につきまして説明します。別冊の令和元年度補正予算書をご覧ください。議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において、新型コロナウイルス感染症及び暖冬により事業活動に影響のある町内中小企業者等への支援及び予

備費の調整を計上しております。繰越明許費補正は第2表に、事業別に追加2事業を計上しております。以上、詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号につきまして、財政課からご説明を申し上げます。事項別明細1、2ページをお願いいたします。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算において、新型コロナウイルス感染症の発生及び暖冬により事業活動に影響を受けている町内中小企業者等が制度融資利用に際し、必要となる信用保証料について、助成する補正予算をお願いするものです。次に、第2表の繰越明許費補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納期等が延期となり、年度内に業務が完了しないため、また、今回の補正予算を翌年度においても適切に対応できるようにするため、追加で2款総務費及び7款商工費の2事業を令和2年度へ繰り越しするものです。以上で、財政課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで、提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第1号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

○議長（宮本裕之） 日程第2、議案第1号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第1号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第2号 北広島町保育士等育成奨学金貸付条例

○議長（宮本裕之） 日程第3、議案第2号、北広島町保育士等育成奨学金貸付条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第2号、北広島町保育士等育成奨学金貸付条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 北広島町森林環境譲与税基金条例

- 議長（宮本裕之） 日程第4、議案第3号、北広島町森林環境譲与税基金条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第3号、北広島町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 北広島町課設置条例等の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第5、議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、財政課と企画課と国土調査事務所を統合、再編するものですが、厳しい町財政に縛られて、今後の北広島町について、自由で闊達な議論が抑制されるとともに、公共施設等の維持、統廃合が町主導で進められるのではないかと危惧します。特に、町民の貴重な財産である公共施設等をどう活用するかは、地域住民と行政が将来の地域のまちづくりを一体となって考える中で、例えば、民間に委託するもの、地域で管理するもの、廃止もやむを得ないもの、どうしても行政で管理してほしい施設などを定めていくものと考えます。そのため、例えば、現在の企画課と公共施設を管理する財政課の管財部門とを統合し、まちづくり推進課にすることも一つの案ではないかと考えます。また、国土調査事務所は、今後千代田地域での調査が多いというのであれば、そのまま本庁に移設してもいいのではないのでしょうか。いずれにしても、財政の状況と将来のまちづくりを単純に結び付けるこの条例に反対します。議員各位の賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第6、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第6号 北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第7、議案第6号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第6号、北広島町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第7号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第7号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。この条例は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げと県単位化に伴って、県内統一保険税に向けた激変緩和措置の3年目の改定によるものです。賦課限度額は、毎年のように引き上げられ、この12年間を見ても68万円から99万円にと、31万円、約1.5倍も引き上がります。これだけ引き上げられても年収の約1割にもなる保険税の負担が軽減されることはほとんどなく、毎年のように引き上がる賦課限度額が、国保税全体の引き上げにつながっています。また、広島県の保険料統一化は、全国でも少数ですが、地域によって医療環境が異なっており、どこでも平等に医療が受けられる環境でないことは明白です。にもかかわらず、3年後には、1人当たり2万円も引き上がり、今でも高い保険税がますます重い負担となり、住民の暮らしを苦しめることになるからです。以上を主な理由として、この条例に反対します。なお、この条例に基づき改定された国保税を前提としている議案第2

8号、令和2年度国民健康保険特別会計予算にも反対する理由としておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第7号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第8号 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第9、議案第8号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第8号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第10、議案第9号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第9号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第10号 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第11、議案第10号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。こ



れをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第10号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第11号 大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第12、議案第11号、大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第11号、大朝農村高齢者活性化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第12号 小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第13、議案第12号、小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第12号、小倉山公園花ショウブ園設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第13号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（宮本裕之） 日程第14、議案第13号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決

します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第13号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第14号 北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第15、議案第14号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第14号、北広島町教職員住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第16、議案第15号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第15号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第17、議案第16号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決しま

す。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第16号、千代田歴史民俗資料館等設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第17号 指定管理者の指定について

○議長（宮本裕之） 日程第18、議案第17号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第17号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第18号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮本裕之） 日程第19、議案第18号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。第3表の債務負担行為補正で、令和2年度からの業務委託などに、なぜ行政業務包括委託委託料8億6405万円が入っているのか。もう一つ、また、この業務委託料の仕様書によると、学校給食の食材は町が調達することになっていますが、なぜなのか、伺います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（植田優香） 第3表の債務負担行為の補正についてでございますが、債務負担行為そのものは次年度から町が債務を負担するものについて議決を得ることになっておりますので、来年度から始めます学校給食関係の行政業務包括委託についても、こちらの債務負担行為の補正に計上しております。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 食材をなぜ業務委託にしていなかったかということでございますけれども、これにつきましては、食材については保護者負担ということになっておりますので、それに伴って、直接町が食材を調達するということになってます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） そういう保護者負担だからということですが、地産地消という考えも全体的には書いてあるので、そういうことも踏まえているのかなと思ったんです。それで伺いますが、この食材を発注者である町が購入し、そのまま業者が調理する場合は、一般質問でも偽装請負の疑いがあると紹介しました。その後、広島労働局需給調整事業課に問い合わせたところ、原

材料を町が購入し、そのまま業者が調理すると、自己の責任においてできないことになり、偽装請負の可能性がかなり高いと指摘されました。にもかかわらず、この業務委託をこのまま行うのか。町は、労働局にこの問題、総務課長には伝えましたが、労働局に確認されたかどうか伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ご指摘の食材費で町が購入して行う部分について、偽装委託に関わってくるのではないかとということでございますけども、労働局のほうに確認をさせていただきました。確認をした結果、業務委託の契約の中で、食材の購入は町がし、調理について請負業者がやるというふうな流れをきちんと契約の中でうたっていれば、その契約上の履行ということになりますので、偽装請負というふうなことにはならないというふうなことの回答をいただきました。また、労働局が出しておりますガイドラインというものがございますけども、この中でも、その旨のことが記載しておりますので、今回の流れにおいて、偽装請負になるというふうなことはないというふうに考えております。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 契約の中でということがありました。設備の問題も非常に疑問があります。それはそういうことで、この問題については、後で討論でお話します。次に、別の問題ですが、ページ38、河川維持修繕事業工事請負費850万円が減額になっています。この減額の理由及び河床の浚渫の要望は各地で大きいんですが、それに活用できなかったのかどうか伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 河川維持修繕事業の補正減でございますけども、議員ご指摘のとおり、河川浚渫の要望はあちこちで多数寄せられております。浚渫するに当たっては、時期に縛られますので、浚渫する時期というのは限られた期間しかないわけでございますけども、その場所において、業者さんの需給動向を伺いましたけども、とても今対応できかねると。手持ちの工事がいっぱい手が回らないというようなご回答いただきましたので、浚渫の実施に至らなかったということでございます。引き続き、この件につきましては、令和2年度以降も前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第18号、北広島町一般会計補正予算第5号に対し、反対討論を行います。先ほど質疑で指摘しましたように、この補正予算の中に、債務負担行為として北広島町行政業務包括委託料5年間で8億6405万円が計上されています。これは、学校給食と放課後児童クラブを共立メンテナンスに5年間業務委託するためのものです。一般質問でも指摘しましたように、この学校給食と放課後児童クラブの業務委託には多くの課題があります。第1に、8億6405万円のうち約1億5000万円は業務委託しなければ必要のないものです。財政が厳しいと言いながら多額の出費は理解できません。第2に、子どもと職員にとって大切な安定的で継続的な雇用に不安があることです。第3に、請け負う業者に全国でトラブルや仕様書どおりに仕事をしないなど、問題点がたくさんあることです。第4に、子どもたちによりよいサービスを行おうとすれば、偽装請負の疑いが生じることです。第5に、そもそも教育の一環である学校給食と放課後児童クラブを包括的業務委託すべきではありません。このように多くの問題や違法の疑いのある業務委託は、直ちに中止すべきであり、業務委

託の5年間の債務負担行為を行うこの補正予算には強く反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第18号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第20、議案第19号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第19号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第20号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議長（宮本裕之） 日程第21、議案第20号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第20号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第21号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第22、議案第21号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第21号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第22号 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮本裕之） 日程第23、議案第22号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第22号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第24、議案第23号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第23号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第24号 令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第25、議案第24号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

○議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第24号、令和元年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第25号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（宮本裕之） 日程第26、議案第25号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。これも債務負担行為なんですけども、きたひろネットUPSリース料2648万円、この内容を教えてください。もう1点は、歳出の2ページ、伝送路保守委託料1017万円ですが、新規委託というふうに聞いたと思うんですが、何件に当たるのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 1点目のきたひろネットセンターのUPSのリース料でございます。これにつきましては、きたひろネットの運営に係る無停電装置について、リースで機器を設置しております。これに係る令和7年度までの負担行為でございます。2点目の伝送路保守委託料の1000万の件数でございますか。すみません、手元に件数の資料がございません。これにつきましては、補正前が3100万、補正額が先ほど約1000万でございますので、4分の1の増でございますけども、件数については、今手元にはございません。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第25号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第26号 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（宮本裕之） 日程第27、議案第26号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） これ見ますと、給水収益が17%と大幅に減益されていると。1人当たりの使用料は下がっているとのこと。この給水戸数が減ったのか増えたのか、また、この減益の理由を聞かせてください。また、企業の使用、給水はどういうふうな状況なのか伺います。
- 議長（宮本裕之） 上下水道課長。
- 上下水道課長（中川克也） 給水収益の減少での見込みの補正ということでございます。この原因といたしましては、先ほど議員おっしゃられたように、個々の使用水量の減少というか、増加がなかったということがあります。その理由といたしましては、現在、特に普及しております節水型機器への交換や新築などでの使用、それから昨年夏の水不足によります節水依頼を企業及び使用者の方にお願ひしましたけれども、そちらの影響というか、効果ということが理由

と思っております。併せて、昨年、予算を見込む前に企業からの使用量増量の予定が数件ございました。それを見込んでおりましたけれども、その使用量の伸びの縮小が挙げられております。件数につきましては、申し訳ございません、手元に資料ございませんので、お答えすることができません。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第26号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 予算審査特別委員会の審査報告

○議長（宮本裕之） 日程第28、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算から、議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算までの予算関係11議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会、湊委員長。

○予算審査特別委員会委員長（湊俊文） 令和2年3月25日、北広島町議会議長宮本裕之様。予算審査特別委員会委員長湊俊文。議案第27号から議案第37号の令和2年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告。1、審査対象。議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算、議案第28号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第29号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算、議案第30号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号、令和2年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第32号、令和2年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第33号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第34号、令和2年度北広島町診療所特別会計予算、議案第35号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算、議案第36号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算、以上11件。2、審査期間。令和2年3月6日から13日までの3日間。3、審



査方法。令和2年第1回北広島町議会定例会開会の3月4日に、令和2年度北広島町予算関係11議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月6日、11日、13日に招集し、6日は、執行者等の出席を求めて各会計の予算説明を受け、その後、11日、13日の2日間で質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会として採決を行いました。4、審査結果。付託を受けた令和2年度北広島町予算関係議案11件については、原案可決と決定をいたしました。審査意見。令和2年度予算は、第2次箕野町政の最終年度の予算編成となるものであります。平成30年、令和元年に発生した豪雨災害の復旧工事等の事業が執行される中、一般会計予算は148億8000万円で、前年度に比べ4億7000万、率にして3.3%の増となっています。歳入のうち町税は、個人所得の上昇や景気動向などの影響が見られるとし、個人町民税、固定資産税等は増額を見込んでいるが、法人税税率の変更により、法人町民税の大幅な減収等により、町税全体では減額となっている。また、法人事業税交付金の開始、森林環境譲与税、地方消費税交付金の増などがあるが、地方交付税では、普通交付税の合併特例加算分の終了や特別交付税、臨時財政対策債の減を含め、トータルで5600万円の減額が見込まれるなど厳しい財政状況のもと、財政調整基金、減債基金、地域振興基金、過疎地域自立促進基金など約6億1500万円繰り入れての予算編成となっている。令和2年度の主要施策、事業の展開において、新規事業として、第2次北広島町長期総合計画に挙げる誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、八重東小学校校舎改修事業、学校給食調理・放課後児童クラブ包括委託業務、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、町内医療機関施設整備費等、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備があり、継続事業としては、特に役場周辺地区都市再生整備、きたひろ学び塾、スポーツをキーワードとした地方創生などが重点施策として位置付けられております。また、本特別委員会の中では、協働のまちづくり推進、きたひろ学び塾運営、スポーツをキーワードとした地方創生、会計年度任用職員制度の導入、まちづくり拠点施設建設事業、道路新設改良事業、2020年東京オリンピックホストタウン推進事業、個々の事業の精査の必要など各種課題への取り組み、施策に対して多くの質疑がなされております。そして、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、電気事業特別会計、診療所特別会計、情報基盤整備事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の7つの特別会計予算と水道事業会計予算について質疑があった。これらの質疑を基に、課題解決に向けて早急かつ着実に取り組んでいただきたい。令和2年度は、町長の施政方針である、明るく元気なまちづくり、あなたとともに、に向けて、より一層積極的に事業の選択と集中、業務改善による経費削減等の徹底を進めながら、限られた財源で最大の効果が発揮できるように、町長はじめ全職員が一丸となって、持続可能な財政運営を行い、創意工夫をしながら、適正な事務執行に当たられるよう強く求めて、報告といたします。

- 議長（宮本裕之） これで、委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係11議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係11議案について、委員長の報告は、すべて原案可決です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第27号 令和2年度北広島町一般会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第29、議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算について、反対討論を行います。この予算には、保育所育成奨学金貸付制度の導入など歓迎するものもありますが、どうしても納得できない予算が含まれており、一般会計予算に反対します。反対する第1の理由は、まちづくり拠点整備と役場周辺整備事業に令和2年度8億3105万円も計上し、今年度と合わせ約14億1500万円、さらには今後2億円をつぎ込み、総額16億円もの巨額な税金を投入するからです。この事業が町財政を圧迫し、住民要望や通常の行政サービスに影響が出ています。そのため、北広島町の財政規模に見合う、身の丈に合った事業に見直すべきと考えます。第2の理由は、放課後児童クラブと学校給食を業務委託するための年1億7281万円の委託料が計上され、5年契約で8億6405万円にもなる債務負担行為が含まれているからです。このうち令和2年度で約3000万円、5年間で約1億5000万円は業務委託しなければ必要のない経費です。繰り返し指摘しますが、この業務委託は、コストが増える、よりよいサービスを行おうとすれば偽装請負の疑いが生じる、安定的継続雇用に不安がある。業者に問題がある。そもそも教育の一環である放課後児童クラブや学校給食の包括的業務委託はふさわしくないからです。第3の理由は、フルタイムで働きたくてもパートしか認められない会計年度任用職員制度の導入です。そのため、例えば芸北地域の八幡出張所や美和出張所の出張所費が削減され、これまでより勤務時間が短縮されて、地域の行政サービスが後退するおそれがあるからです。第4の理由は、昨年より大幅に減額された不妊治療助成事業です。北広島町は、合併時、年間157人だった出生数が今年度現在まで70人と、半分以下を大きく下回る状況になっています。とりわけお産できる医療機関がなくなったこともあり、安心して出産できる町にすることはとりわけ必要です。にもかかわらず、今年度375万円だった不妊治療助成予算が来年度は200万円に大幅に減額されましたが、幅広く利用してほしいので上限額を設けたとの説明は納得できません。第5の理由は、解放団体補助金や住宅新築資金貸付金の回収など、依然として不公平な行政が改まっていないことです。以上を主な理由として、令和2年度一般会計当初予算に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第27号、令和2年度北広島町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第28号 令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第30、議案第28号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（宮本裕之） 挙手多数です。従って、議案第28号、令和2年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第29号 令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第31、議案第29号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第29号、令和2年度北広島町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第30号 令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第32、議案第30号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第30号、令和2年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 議案第31号 令和2年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第33、議案第31号、令和2年度北広島町介護保険特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより

本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第31号、令和2年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第32号 令和2年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第34、議案第32号、令和2年度北広島町電気事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第32号、令和2年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第33号 令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第35、議案第33号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第33号、令和2年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 議案第34号 令和2年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第36、議案第34号、令和2年度北広島町診療所特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。（举手全員）

- 議長（宮本裕之） 举手全員です。従って、議案第34号、令和2年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。



日程第37 議案第35号 令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第37、議案第35号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第35号、令和2年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。



日程第38 議案第36号 令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第38、議案第36号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第36号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。令和2年度の後期高齢者医療保険料は、今年度と比較し、均等割額で951円、所得割率で0.08%引き上がり、1人当たりの平均保険料額が1899円引き上がります。年金支給額が減額され、消費税の10%への増税、さらには各種公共料金や物価が引き上げられる中で、この後期医療保険料の引き上げは、収入が限られたお年寄りにとって大きな負担となります。そのため私は、75歳という年齢で差別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度と指摘し、毎年の予算決算に対して廃止を求めてきました。よって、議案第36号に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） 次に賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第36号、令和2年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。



日程第39 議案第37号 令和2年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（宮本裕之） 日程第39、議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算について

討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第37号、令和2年度北広島町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議案第38号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第40、議案第38号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第38号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（宮本裕之） 日程第41、議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この案件は、執務中に、公用車で走行中に他の車と接触をしたということで専決になった案件でございますけども、相手方に支払う金額が66万円ということ、それから過失割合が10対0ということですが、ここに書かれているのは、後続車と接触をしたということですから、公用車が前車だったんだろうと思うんです。後続車と接触ですから、10対0ということが、私にはよく分かりませんが、そういうふうにお世話なされた保険会社が決められたことですから、そここのところは、どのようにお話を聞いておられるのかというのをお聞きしたいということと、この66万円の中身は車両の修繕費、加えてレンタカー代、加えてレッカー代とありますけども、そのそれぞれの金額をお示し願いたいのと、これは保険適用で、全額保険のほうから支出されているだろうというふうに理解しておりますけども、自車、公用車のほうの修繕費も当然要るわけですから、その額もお聞きしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目の責任、過失割合でございます。10対0ということでございますが、これにつきましては、今お話がありましたように保険会社のほうで決定をしたものでございます。内容につきましては、前車、前に走っていた公用車が後ろから走ってきた進行路を急にふさぐというふうな形になったということで、この責任割合になったというふうに聞いております。損害賠償の額の内訳でございます。相手方の車両修繕費が56万円、レンタカー代が13日間の6万4350円、レッカー代が3万6330円で、合計66万680円でございます。一方、公用車のほうでございます。公用車の修繕費が31万1873円、これらいずれも保険で対応するものでございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 過失割合の関係については理解をいたしました。レンタカー代、あるいはレッカー代というのは、大体保険の中にもう含まれているという部分のパターンでいいということでしょうか。そういうことやね。答弁は結構です。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第39号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議案第40号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（宮本裕之） 日程第42、議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第40号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第6号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（宮本裕之） 日程第43、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査の結果報告を求めます。産業建設常任委員会、湊委員長。

○産業建設常任委員会委員長（湊俊文） 令和2年3月25日。北広島町議会議長宮本裕之様。産業建設常任委員会委員長湊俊文。委員会審査報告。令和2年3月4日本会議において、本委員

会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、請願第1号、件名、乳井谷作業道を林道として整備並びに土砂流出防止堰堤の築造について、審査の結果は、不採択であります。事件の番号、陳情第3号、件名、種苗法改正に関する意見書の提出を求める陳情書。審査の結果は、採択です。理由といたしまして、請願第1号については、当該作業道周辺の森林整備に係る計画がないこと、林道の規格に適合していないこと。昭和56年に建設されている既設の治山堰堤が満砂、砂が満ちていないということでございます。産業建設常任委員会として、建設課とともに地域の方と現地を視察し、その後現行制度の説明を受け、請願に応えられないと判断し、不採択といたしました。また、陳情第3号については、種苗の自家増殖の原則禁止は、当該品種の農業経営を困難にさせることが予想され、開会中の第201回通常国会において審議中であることから、国に対して慎重審議を求める必要があるとの判断に至りました。なお、種苗法改正については、関係機関に対する意見書提出を發議することとしております。これをもって、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮本裕之） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第44、陳情審査を行います。請願第1号、乳井谷作業道を林道として整備並びに土砂流出防止堰堤の築造についてを議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、請願第1号、乳井谷作業道を林道として整備並びに土砂流出防止堰堤の築造についてを採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は、不採択です。採決については、北広島町議会会議規則第81条により、議題について賛成する者の多少を認定して、可否の結果を宣告することになっております。よって、委員長の報告が不採択の場合の採決は、採択することに賛成の方の起立を求めます。本件について、採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立少数）

○議長（宮本裕之） 起立少数です。従って、本件については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第45 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第45、陳情審査を行います。陳情第3号、種苗法改正に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第3号、種苗法改正に関する意見書の提出を求める陳情書を



採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は、採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第46 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第46、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 発議第2号、令和2年3月25日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文、同真倉和之、同山形しのぶ、同湊俊文。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。本案は、本定例会に提案され、議決を受けた議案第4号、北広島町課設置条例等の一部を改正する条例の可決により、北広島町議会委員会条例の第2条中、総務常任委員会の所管である財政課、企画課を財政政策課、まちづくり推進課に改め、産業建設常任委員会の所管である国土調査事務所を管財課に改めるものです。議員各位のご賛同をよろしく願います。
- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（宮本裕之） 挙手多数です。従って、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第47 発議第3号 種苗法を改正する法律に対する意見書の提出について

- 議長（宮本裕之） 日程第47、発議第3号、種苗法を改正する法律に対する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 種苗法を改正する法律に対する意見書案。令和2年1月20日から開会されている通常国会において、種苗法（平成10年5月29日法律第83号）改正法案が審議されている。この種苗法改正法案が可決、成立すれば、登録品種には自家増殖許諾制が適用されることとなり、非登録品種は平成30年5月に自家増殖の原則禁止が既に示されている。改正法が成立、施行されれば、これまで日本国内の実態に合わせて認められてきた農家が独自経営に資するための自家増殖まで原則禁止されることとなる。非登録品種の自家増殖ができなくなれば、例えば種イモから発芽させるイモやツルを継いで栽培するイチゴなど、多くの品種について影響が及ぶこととなり、過去における他国の例と比較しても、各農家には大打撃が予

想される。今回の種苗法改正については、日本国内での自家増殖禁止へ向かう動きであると考えられるため、世界各国の動向には逆行していると考えられる面がある。よって、種苗法改正に係る国会審議については、慎重かつ適切な議論が行われることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月25日。広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、財務大臣。

○議長（宮本裕之） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。13番、伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 発議第3号、令和2年3月25日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳、賛成者、北広島町議会議員濱田芳晴、同湊俊文、同亀岡純一。種苗法を改正する法律に対する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨といたしまして、種苗法改正による自家増殖の原則禁止は、該当品種の農業経営を困難にさせることが予想できます。開会されている第201回通常国会において審議中であることから、国に対し、慎重審議を求める旨意見書を提出します。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第3号、種苗法を改正する法律に対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第48 発議第4号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しない」ことを求める意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第48、発議第4号、公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しないことを求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しないことを求める意見書案。平成30（2018）年の厚生労働省過労死防止白書によれば、小・中・高・特別支援学校を含めたすべての学校の教職員の1か月当たりの時間外勤務平均は77時間44分であり、中学校教員の57.7%、小学校教員33.5%が過労死ラインを超えて働いていることを文部科学省も報告（平成28（2016）年教員実態調査）している。教員の労働環境は、子どもにとっての学習環境である。教員がしっかり子どもと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と日々の教育の質を保障することが求められている。これに対して、第200回国会において、労働基準法第32条の4に規定されている1年単位の変形労働時間制を要件を変質させた上で、公立学校の教職員に適用する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（給特法案）が可決された。これは繁忙期

(学期中)の所定労働時間を延長するかわりに、閑散期(夏休み期間等)に休日を増やす趣旨であるとしている。しかし、1年単位の変形労働時間制で業務や勤務が縮減するわけではないため、制度を導入すれば学期中の労働時間はより長くなるにもかかわらず、超過勤務の実態が隠されてしまう。また、定時の延長は、子育てや介護への関わりにも困難な状態が生まれる。夏休み期間も教職員にとっては研修や授業準備、部活などの仕事があり、変形労働時間制で休みのまとめ取りが可能となるわけではない。今、学校現場に求められていることは、教職員業務を削減し、子どもと向き合う時間の確保や労働時間管理の厳格化であり、1年単位の変形労働時間制の導入ではない。よって、広島県・広島県教育委員会においては、以下を実行することを求める。記。1、1年単位の変形労働時間導入のための条例を制定しないこと。2、教員が子どもと向き合うことができ、授業準備時間の確保など、教員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和2年3月25日。広島県北広島町議会。提出先、広島県知事、広島県教育委員会。

○議長(宮本裕之) これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。8番、山形議員。

○8番(山形しのぶ) 発議第4号。令和2年3月25日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同梅尾泰文。公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しないことを求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。趣旨といたしまして、公立学校教職員がしっかりと子どもたちと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善を保障するためにも公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求めるものであります。議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮本裕之) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

○議長(宮本裕之) 挙手全員です。従って、発議第4号、公立学校教員に1年単位の変形労働時間を適用しないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第49 発議第5号 公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議

○議長(宮本裕之) 日程第49、発議第5号、公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。10番、梅尾議員。

○10番(梅尾泰文) 発議第5号、公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議。上記の決議案を次のとおり、北広島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成2年3月25日。提出者、北広島町議会議員梅尾泰文、賛成者、真倉和之、同森脇誠悟、同服部泰征、同中田節雄。公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議案。

朗読いたします。日ごろより運行事業者には公共交通の利便性に向けてご尽力されていることに深く敬意を表します。特に高速道路運行のバスについては、目的地までの所要時間が随分短縮され、大変便利に利用させていただいております。最近はバスの増便も行われ、乗り越しも少なくなったとお聞きしています。停留所の千代田インターには、上下線ともすべてのバスが停車することになっており、利用者も大変喜ばれています。ただ、全行程を客観的に分析してみると、高速道路乗車運賃が公平性に欠けていると思われまます。運行距離、運行時間、バスストップ間の不均衡、千代田インターチェンジでそのことが見られます。ぜひ、このことをご検討いただき、誰もが納得できる運賃表に改定されますよう強く要望いたします。以上決議する。令和2年3月25日。広島県北広島町議会。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） これにて趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。 発議第5号、公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議について、反対討論を行います。この要望は、十分理解でき、通常であれば歓迎をするものです。その上で、この決議する時期を延期してほしいとお願いしたいからです。理由は、現在、新型コロナウイルス感染の広がりを受け、全国のバス会社は深刻な経営難に陥り、どう乗り切るか、乗り越えるか、必死に耐えているときだからです。先日の全員協議会で紹介しましたが、備北交通三次営業所に、感染による影響について直接聞いてみました。すると、新型コロナウイルスの影響はもちろんある。貸切バスは3月全減、4、5月の修学旅行は秋に延期された。カーブ観戦バスツアーも開幕が延期された。そして乗合バスも欠便こそないが、売り上げは半分近くになっているとのことで、極めて深刻な状況であることを知りました。そのため、このような困難を極めているときに事務負担増やさらなる収入減となる料金見直しを要望することは、どう考えても忍びなく同意できません。議員各位へのお願いですが、高速バス料金の見直しについては、新型コロナウイルス感染が落ちつき、バス会社の経営が安定してからにしてはどうでしょうか。そのため、今回の発議に反対せざるを得ません。ぜひ議員各位のご理解とご賛同をお願いします。
- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、発議第5号、公平公正な交通運賃の設定を求める要望についての決議は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第50 閉会中の継続審査の申し出（2件）

- 議長（宮本裕之） 日程第50、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審議とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。3月4日の開会から本日までの22日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしましたすべての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。令和2年度当初予算に計上しました事業等を確実に実行することはもとより、明るく元気なまちづくりを目指し、全職員と総力を挙げて推進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（宮本裕之） これで町長の発言を終わります。3月議会定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、3月4日から本日まで22日間の会期で開会され、本町行政の根幹となる令和2年度各会計予算をはじめ令和元年度各会計補正予算、条例改正案等、数多くの町民生活に直結した重要案件が提出されました。各議員におかれましては、これらの議案に対し、熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見などについて、特に意を用いられ、町政を推進されますよう切望いたします。2年続いての歴史的な暖冬は、スキー場をはじめ関連する産業に大きな打撃を与えています。加えて、春から夏場にかけての水不足と豪雨災害が懸念されます。さらには新型コロナウイルスの地球規模での拡散は、WHOがパンデミック、世界的大流行に指定され、東京オリンピック・パラリンピック開催が1年以内の延期が決まるなど、大きな影響を与えています。また、春の選抜高校野球大会の中止決定は、歴史上初めてのことであり、安全面を理解しつつもまことに残念でありました。新庄高校硬式野球部の皆様には、夏の全国大会出場を目指し、気持ちを切り替えて頑張っていたいただきたいと思います。一刻も早く新型コロナウイルスの感染が終息し、平穏な生活に戻ることを心から願います。こうした状況を踏まえ、議員各位には一層ご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。これをもって、令和2年第1回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 08分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~